

青森県体操協会コンプライアンス規程

【コンプライアンスの意義と目的】

コンプライアンスの意義・目的は、ひとえに、コンプライアンスが徹底されなかった（法や規範から逸脱した）場合に生じ得る不利益・損失・責任を回避することです。

当協会が実施する事業等の運営並びに経営におけるコンプライアンスの最も肝要な要素は「**法令等の遵守**」であり、各種の法令等を遵守する（法に抵触しない）ということにあります。

また、法律により禁止されている事項ばかりでなく、社会の倫理的・道徳的な通念に基づくルール（社会規範）を遵守するという要素も、当協会のコンプライアンスにおいては重要かつ不可欠な要素です。そして、この「**社会規範を遵守する**」という事項は、協会の社会的責任とも言えるでしょう。そのようなことから、本協会は「**ハラスメントに関わる事案**」も同目的の一つとして位置付けることとします。

（目的）

第1条 この規程は、**青森県体操協会**（以下「**本会**」という）におけるコンプライアンスについて定める。

（定義）

第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、法令（行政上の通達・指針等を含む）、本会規則（定款、規程・ルール等全てを含む）、社会的規範としての倫理の厳守をいう。

（経営方針）

第3条 本会及び加盟団体の役員並びに登録競技者は、別に定める行動規範に従い、コンプライアンスを最優先の経営方針の一つとして認識し、業務の推進に当るものとする。

（役員および登録競技者の責務）

第4条 役員および登録競技者は前条の方針をふまえ、法令、本会規則を厳守することはもとより社会的規範としての倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって行動しなければならない。

（役員および登録競技者の禁止事項）

第5条 役員および登録競技者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自ら法令及び本会規則に違反する行為
- (2) 他の役員および登録競技者に対して法令及び本会規則に違反する行為を指示又は教唆する行為
- (3) 他の役員および登録競技者の法令及び本会規則に違反する行為を黙認する行為

（利益相反義務）

第6条 相談業務又は通報処理業務に携わる者は、自らが関係する不正行為についての相談及び通報の処理に関与してはならない。

(コンプライアンス委員会)

第 7 条 本会は、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 委員会は、コンプライアンスを有効に機能させるために次に掲げる事項を行う。

- (1) コンプライアンスに関する方針、体制、関連規程等に関する事項
- (2) コンプライアンスに係わる解決すべき課題の発生の対応に関する事項
- (3) コンプライアンスについての啓発に関する事項
- (4) コンプライアンスについての対応状況点検に関する事項
- (5) その他、コンプライアンスに関し必要な事項

(組 織)

第 8 条 委員会は、委員長 1 名並び委員若干名を理事会にて選出する。

2 本委員会の委員長が不在又は事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、委員長の職務を代行する。

第 9 条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(開 催)

第 10 条 委員会は、原則として、年に 1 回開催する。ただし、第 2 条に定めるコンプライアンスに係る解決すべき事項が生じたときは速やかに委員会を開催するものとする。

(議 事)

第 11 条 委員会は、構成員の過半数の出席により成立し、その決議は構成員の協議を経て委員長が決定する。

(事 務 局)

第 12 条 委員会の事務は、事務局が行う。

(相談・通報)

第 13 条 役員および登録競技者は、第 5 条に違反する行為を行ったとき若しくは知ったときは、速やかにコンプライアンス委員会ないしは別に定める相談窓口にご相談若しくは通報しなければならない。

(懲戒処分等)

第 14 条 本会は、委員会の審議に基づき、第 5 条に違反した役員および登録競技者を懲戒に関する規程に照らし懲戒処分に付するとともに、本会に損害を与えた役員および登録競技者に対して損害の賠償を求めることができる。

2 役員および登録競技者は、次に掲げることを理由として責任を免れることはできない。

- (1) 法令について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 本会の利益を図る目的で行ったこと

3 通報者又は調査に協力した者が自ら不正行為に関与していた場合、その者に対する処分については減免することができる。

(通報者保護)

第 15 条 本委員会は、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく、是正結果について通知しなければならない。

2 本委員会は、通報処理終了後も、通報者並びに通報に協力したのものに対して通報を理由とした不利益取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われたりしていないかを確認するなど、通報者保護に努めなければならない。

3 通報者並びに通報に協力したのもの等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、規則に従って処分を課すこととする。

(事前相談)

第 16 条 役員および登録競技者は、自らの行為や意思決定が第 5 条に違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめコンプライアンス委員長に相談しなければならない。

(教育研修)

第 17 条 役員および登録競技者に対し、コンプライアンスへの正しい知識を習得し、理解と関心を深めるために、必要に応じ、教育・研修を行うものとする。

(機密保持義務)

第 18 条 コンプライアンス委員会に関与する者は、その業務に関して知ることができた機密を漏らすてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て実施する。

付 記

本協会に関わるハラスメントの内訳

1. **パワーハラスメント**(パワハラ)とは、役職上の立場や優位性を利用して嫌がらせ行為をするハラスメント。パワハラは上司から部下だけでなく、同僚間でも成立します。
2. **パーソナルハラスメント**(パーハラ)とは、個人や集団に関わらず極めて個人的な理由によって嫌がらせ行為をするハラスメント。主に『いじめ』と呼ばれるもの全般がパーハラ行為とみなされます。
3. **ソーシャルハラスメント**(ソーハラ)とは、役職上の立場などを利用して SNS などのソーシャルメディアに「いいね」をさせたり、同意なく写真などをアップロードし個人がわかるようなタグ付けなどを行ったりするハラスメント。また、友達申請などを無理やり承認させたり、LINE などの連絡先を無理やり聞いたりすることもソーハラにあたります。
4. **キャンパスハラスメント**(キャンハラ)とは、クラブ内で行われる不利益な取り扱いをするハラスメント。キャンハラは生徒同士や指導者などの間で行われるハラスメント全般を指します。
5. **スクールハラスメント**(スクハラ)とは、クラブ内で指導者から生徒に対して行われる性的な嫌がらせのこと。判断力に欠ける未成年に対し、指導を行うコーチ等が『指導の一貫』という名目で体を触ったり性的な発言を行ったりすることがスクハラにあたります。

令和 3 年 4 月 1 日 制定